

第 168 号 (2020 年 2 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 日本企業が注目すべき中国の社会信用システム
北京立動法律事務所..... 1

■ 経 済

- ◆ 市場主義改革の視点から見た科创板の意義
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング..... 6

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：「中華人民共和国増値税法（意見募集稿）」の公布
KPMG 中国..... 14
- ◆ 法務：中国労働法に関する最新の注目トピックス
北京市金杜法律事務所..... 18

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「日本企業が注目すべき中国の社会信用システム」

◇ 国務院は 2014 年に「社会信用システム建設企画綱要」を発表。2020 年迄に①社会全体をカバーする信用システムの基本形成、②信用監督システムの健全化、③信用サービス市場の整備、④信用を守る者の奨励と信用失墜者の制裁の整備を目標に「社会信用システム」の構築に取り組んでいる。

◇ 「社会信用システム」は行政機関（人民銀行、市場監督管理局、税務局、税関、業界別監督官庁等）と司法機関（最高人民法院）が運営するシステムから成り、各行政部門と司法機関との間で情報が共有され、違法でブラックリストに掲載された場合、政府調達禁止や銀行借入の困難など連鎖的な制裁措置を受ける可能性がある。

◇ 「社会信用システム」を理解することは、企業のコーポレートガバナンスと内部統制の徹底、コンプライアンスの遵守に繋がるとともに、取引先の与信調査の一手段として同システムを活用することで経営リスクのヘッジに繋がることにもなる。

経 済 「市場主義改革の視点から見た科創板の意義」

◇ 2019 年 6 月 13 日に上海証券取引所に「科創板」（科学技術革新ボード）が創設された。「科創板」は新興企業を対象に上場審査を緩和した登録制による市場で、創設の目的には、市場メカニズムに基づく資本市場改革の推進と科学技術イノベーション企業を育成する国策推進の 2 つがある。

◇ 上海「科創板」は、取引開始直後は株価が急騰したものの、その後は取引の急減を経て、このところは安定推移にある。また、10 年前に発足した深圳「創業板」は、現在、新興企業の貴重な資金調達場となっており、上海「科創板」が深圳「創業板」に続くことが期待されている。

◇ 新興企業の発展は中国経済の成長を牽引するもので、中国の持続的成長にとって、株式公開市場と非公開市場は車の両輪として中国のイノベーションの推進役になることが期待される。その意味で、新たに上場基準が緩和された新興企業向け市場の創設の意義は大きい。

スペシャリストの目

税務会計 「『中華人民共和国増値税法（意見募集稿）』の公布」

- ◇中国財政部と国家税務総局は、2019年11月27日付で「中華人民共和国増値税法（意見募集稿）」を公布した。従前、貨物とサービスに対し適用していた異なる法規を統一するべく2012年から2016年まで実施された「営改増」（営業税と増値税の一本化）における不明瞭な点を明確化するもの。
- ◇意見募集は2019年12月26日まで行われ、最終的には本年3月の全人代で審議、批准され、その後、実施条例も公布される見通し。
- ◇意見募集稿では、納税者と源泉徴収義務者、課税取引、税率と徴収率、課税額、税収優遇、納税時点と納税地、徴収管理等について規定している。なお、増値税法の公布前に制定された、継続すべきと判断される税収政策については、最長で増値税法実施後5年まで延長可能としている。

法務 「中国労働法に関する最新の注目トピックス」

- ◇中国の事業経営を巡っては、長時間労働や時間外労働、営業秘密の保持、競業避止など人事・労務に関する問題が常に注目を集めているが、近時は外国人の就労をはじめ、高級管理者の職務調整や労働契約解除などで様々な労働問題が生じている。
- ◇外国人就労では、許可地域外での外国人就労の禁止、外国人の社会保険の加入義務などの問題、労働者の労働管理では、合法・合理的な職務調整を行う企業の権限、合理的な理由を欠く職務調整の禁止、高級管理職の解雇をめぐる2つの法律などの問題に留意が必要。
- ◇2020年より外資企業の権益保護を強化する外商投資法が施行されたことにより、今後さらに外商投資が盛んになると予想されるが、雇用関連の規定には曖昧な部分や地域による司法実務の違いがあることから、労働法令の正確な把握と法改正の動向、司法実務に注目していく必要がある。

～アンケート実施中～

(回答時間: 10秒。回答期限: 2020年2月27日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



日本企業が注目すべき中国の社会信用システム

北京立動法律事務所
代表弁護士・税理士 章啓龍

信用社会の確立と整備は、国家が現代化へと向かう過程における重要な一歩といえよう。中国は社会信用システムの確立を重視しており、2014年に国务院より発表された「社会信用システム建設企画綱要（2014-2020）」において、2020年まで①社会全体をカバーし、信用情報の共有をコアとする信用システムの基本形成、②信用監督システムの健全化、③信用サービス市場の整備、④守信者（信用を守る者）に対する奨励制度の構築と信用失墜者に対する制裁の整備という四つの目標を打ち出した。2020年はその目標達成のための最後の1年となる。

中国に進出する日系企業にとっても、中国の社会信用システムを理解し対策を講じることは、コーポレートガバナンスと内部統制の徹底、コンプライアンスの遵守、経営リスクのヘッジという高い視点で捉えていただくべきであろう。本稿は中国が積極的に推進するこの「社会信用システム」の概要と特徴および日系企業にとっての注意事項などについて紹介するものである。

【中国の社会信用システムの特徴】

(1) 法治社会の建設との連動

中国における社会信用システムの大きな特徴は、「官民一体のシステム」にある。すなわち、取引の安全のみならず、法令遵守、汚職の防止といった「行政における目的の達成」も、制度の目的とされているためであり、ここには信用社会と法治社会の構築を同時に推進するとの色合いが濃く現れている。

(2) 政府主導

日本では第三者機関である信用調査会社が、調査先の信用情報を依頼主に提供するのが一般的であろう。しかし中国では、信用情報の提供についても、政府が主体となって推進している。このような状況に至ったのは、行政管理の下に置かれている情報の閉鎖性、信用調査会社に対する玉石混淆が招いた信用力の低下などによるものと推察される。

もっとも、政府主導であるがゆえ開示される情報の公信力は高いと評価できるものの、その評価については、結局は末端担当者の「裁量」に委ねられており、些細な業務瑕疵であっても大きなマイナス評価を受けてしまう¹ ケースもあり、決して「企業の信用力」の問題だと言い切れないケースもある。したがって、「企業の信用力」に着眼しながらも、評価に携わっている商業機関によっては、却って基準が曖昧となる側面も否定できない。

(3) 推進主体の多様と多部門化

社会信用システムの構築は政府が主導しており、複数の行政機関それぞれシステムの構築と運営作業に携わっている。また、本稿後述のように、工商行政管理部門、税務部門、税関、人民銀行、食品安全、医薬品管理、業界組織、裁判所などはそれぞれ、自らの担当エリアと管轄業務に応じてデータベースを設けているため、お互いの情報共有は徹底されておらず、情報の分散化も

¹ 例えば、関連情報の申告または届け漏れによって、信用異常先として挙げられるケースがある。

否定できない。その他、地方ごとに異なるシステムを打ち出しているケースも決して少なくない。

また、取り扱う信用情報を対外的に公示している部門もあれば、開示を認めているのは原則として自社の情報にとどまり、他社の情報については開示に応じないとする部門もある。さらに、信用状況に対する評価（ランク付け）まで実施しているケースもあれば、単なる事実の列挙に留まるケースもあるなど、形式も管轄部門によって異なる。このため、自社の信用情報のブラッシュアップはもちろん、他社の状況を把握するうえでも、参考とする情報については選別が必要であろう。

(4) ITの活用

信用情報の開示手段としては、政府当局が開設する専用ウェブサイトはもちろん、近年ではスマートフォン向けの専用アプリも充実している。一般的なウェブサイトより操作が直感的でわかりやすく、情報も読みやすく整理されているため、このようなシステムの積極的な活用も検討に値しよう。

これらの専門アプリについては、原則、民間業者がその開発と運営を行っている。現時点で知名度が比較的高いのは、「企查查」²、「天眼查」³、「啓信宝」⁴の3社である。具体的なサービスは無償と有償に分けられ、前者は各政府部門の信用データを集計したイメージで、後者はデータに対する総合分析のほか、スコアリング機能も付加されている。政府当局が開示した情報をより総合的に把握する有効手段の一つとして利用されている。

(5) 共同制裁

詳細は後述するが、中国では各行政部門と司法機関が相互に情報共有を深め、信用問題を有する主体に対しては、共同で制裁措置を加える「共同制裁体制」が構築されている。現時点では、行政機関と司法機関の間で複数の共同制裁覚書が連署され、一つの違法状況（例えば他社知財の侵害行為）で、所謂ブラックリストに掲載された場合、政府調達への禁止や銀行融資の受領困難などを含む連鎖的な制裁措置を受ける可能性がある。これらの違法状況は、企業における管理者の不注意で生じることも多いため、十分に注意いただく必要がある。

【社会信用システムの仕組み】

社会信用システムの内容は広範に及ぶものであるが、主に法に基づく執行と情報開示をメインとする行政機関による①「政務信用メカニズム」および司法機関による②「司法公信メカニズム」、企業への資格付与（不良履歴を抱える企業を特殊産業⁵から淘汰）と信用評価（重大な違法行為または信用失墜行為⁶の公示）をメインとする③「商務信用メカニズム」、個人の執務資格⁷管理と違法・違約行為の開示をメインとする④「社会信用メカニズム」の4つに分けられる。

以下、中国の社会信用システムを理解するために、まず注目すべき重要なものを整理し、行政と司法に分けて、案内する。

² <https://www.qichacha.com/>

³ <https://www.tianyancha.com/>

⁴ <https://www.qixin.com/>

⁵ 鉱山、危険化学品、特殊設備、民間用爆発物の製造・販売など

⁶ 債務の滞納、脱税、商業詐欺行為、工物品質問題など

⁷ 薬剤師、医師、弁護士、会計士、教員など

(1) 行政機関が運営するシステム⁸

対象者	公開元	名称	ネット公開	基本法令	ランク付け	関連ウェブサイト	概要	備考
各種法人および個人	人民銀行	信用調査報告システム	非公開	信用調査業管理条例	ナン	http://www.pbccrc.org.cn/	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関より情報が提供されているため、情報としては一般的な登記情報のほか、 <ol style="list-style-type: none"> 銀行借入れの明細および融資とクレジットカードの返済にデフォルトがあったか 重要資産の担保設定状況 税金の未払い状況 行政罰金と判決内容 各種許可の取得状況など実質的な経営状況と信用力を反映できるデータなども含まれている。銀行が与信判断と与信管理の際における重要資料の一つとして用いるため、内容が充実しているほか、更新頻度も高い。カバーする範囲が広く、8.6億人と2000万社の企業(2015.4.30現在)のデータをデータベースに収録されている 原則、自社の法定代表者自らまたは委任状をもって企業の登記資料の原本一式とともに窓口へ提出すれば、自社の信用調査報告は取得可能。ただし、他社の内容にはアクセスできず、公開もされない 	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な問題(数日のみのデフォルトや行政処罰など)でも掲載される。問題発生後の5年以内に再発がなければ、抹消される 人民銀行の各地受付拠点のほか、一部の商業銀行でも調査することができる
各種法人	市場監督管理局(元工商行政管理局)	企業信用情報公開システム	公開	企業情報公開暫定条例	ナン	国家レベル: http://www.gsxt.gov.cn/index.html 各地方の市場監督管理局は別途、単独で所轄地域の企業情報を調べられる類似のHPを運営しているケースが多い 例(北京市): http://qyxy.baic.gov.cn/	<ul style="list-style-type: none"> 企業の設立日、出資者、資本金額、出資比率、登記住所などの基本情報が掲載されているほか、動産の抵当設定状況、過去の行政処罰(特に市場監督管理局による行政処罰)歴も掲載される 企業の売上や利益などの経営情報については、同ウェブサイトでの開示を自ら設定可能 	<ul style="list-style-type: none"> 企業は年度終了後、翌年の6月30日までに、企業の経営情報(左記企業の基本情報及び経営業績の情報)を同システム利用のうえ、市場監督管理局に届け出る義務がある。当該義務の履行を怠り、または虚偽情報を届け出た場合、「経営異常目録」に挙げられ、同システムで公開されることになる
	税務局	納税信用システム	非公開	納税信用管理弁法(試行)	アリ	国家レベル: http://www.chinatax.gov.cn/ 原則、各地の税務局のHPを利用して、調べる必要がある ・税務局はA級(優秀)企業のリストを公開する ・B級~D級のリストは行政部門間では情報共有されるものの、外部には原則公開しない(重大な違法状況を有する場合は、この限りではない)	<ul style="list-style-type: none"> 納税人をA~Dの級(クラス)に分けて評価する。具体的には、 <ol style="list-style-type: none"> 納税人(企業)の設立年数(設立3年以内はA級を取れない) 納税申告の状況(連続3ヶ月または累積6ヶ月の増値税のゼロ申告では、A級を取れない) 税法順守の状況(一定の払い不足や脱税行為があれば、即座にD級にランクされる) 納税人は自分自身の納税信用ランクについて、各地の所管税務局の公式HPを利用して、調査することができる。ただし、原則として他社の信用ランクは(公開されない限り)調査できない 重大な違法状況を有し、D級にランクされた場合、企業責任者の氏名が公開されるのみならず、融資、土地取得、許可の取得などの面において、制限が加えられる 	
輸出入業務に関わる法人	税関	中国税関企業輸出入信用情報公開システム	公開(現時点では未実行)	中華人民共和國税関企業信用管理弁法	アリ	国家レベル: http://credit.customs.gov.cn/	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入業務を有する企業を、認証企業(このうち①高級認証企業と②一般認証企業に分かれる)、③一般信用企業、④信用喪失企業の4種類に分類し、外部に公開するもの。ただし、現時点で公開される内容は、主に企業の基本情報と税関による行政処罰を受けた情報に限られ、信用ランクまでは公開されていない(将来公開される予定) 認証企業に対しては、優先的な通関手続の実施、税関に提出する担保の減額(一般認証企業)、免除(高級認証企業)の申請を許可、その他の優遇が認められるほか、輸出入貨物の検査率についても、高級認証企業の場合は、一般信用企業の20%以下、一般認証企業の場合は、50%以下に引き下げられる 信用喪失企業に降格となった企業に対しては、輸出入貨物の検査率が80%以上となる。加工貿易企業に対しては、全額担保の提供が義務付けられる。査察・検査頻度が引上げられる 	<ul style="list-style-type: none"> 企業は毎年、6月30日までに企業信用システムを利用のうえ、税関に対して経営に関する関連情報を提出しなければならない 税関は高級認証企業に対し3年に1度、一般認証企業に対しては、不定期に再認証を行う 認証企業が一般信用企業に降格された場合、1年間は認証企業への再申請は禁止。信用喪失企業に降格された場合、2年間は、一般信用企業への昇格が禁止される
食品業界に属する法人	各地の市場監督管理局(元工商行政管理局)、衛生健康管理部門及び食品工業協会	食品安全信用評価システム	公開	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生監督の量的分級管理制度の全面実施に関する通知 各種の地方規定及び協会規定 	アリ	各地の市場監督管理局、衛生健康管理部門、食品工業協会の関連HP	<ul style="list-style-type: none"> 飲食業を除き、原則各地の管轄部門と業界の協会組織がそれぞれ実施している。通常、A~Dの4級に分類されるが、評価方法、激励措置と罰則がそれぞれ異なるのが現状である 	中国は近年、食品の安全問題を重要視しており、同一企業が食品の生産または販売に従事する場合、システムの主権元及び取り扱い商品に応じて複数の分類等級を取るようになる可能性がある
医療業界に属する法人	各地の衛生健康管理部門、薬品管理部門	医療衛生業界信用システム	公開	医療衛生業界の総合監督制度を改革・整備することに関する指導意見	アリ	国家レベル: http://www.gsxt.gov.cn/index.html	<ul style="list-style-type: none"> 独自の評価体系とランク付けなどは実施しておらず、企業に対する行政許可、行政処罰、検査結果などに関わる情報を企業信用情報公開システムを通して公開する形式となる 	-

⁸ 表で紹介するブロックは社会信用システムを構築する主な部分であるが、地方によって、または所属業界によって、上記以外にも別途システムが存在し得る。予めご承知おきいただきたい。

(2) 司法機関が運営するシステム

司法機関が運営するシステムは主に①消費被制限者システム②信用失墜者情報システム③判決文書公示システムの3つである。以下それぞれ概要を整理する。

対象者	公開元	名称	関連ウェブサイト	概要	適用対象者	措置
各種法人および個人 最高人民法院日本の最高裁判所に相当		高額消費被制限者システム	http://zxgk.court.gov.cn/xgl/	<ul style="list-style-type: none"> 司法強制執行先の対象者が執行通知書に定めた期限までに関連する給付義務を履行しなかった場合、裁判所の裁量で同対象者を「消費被制限者リスト」に追加される 本人確認証明書の番号をシステムに記入のうえ、右記制限措置を講じることになる 違反した場合、拘留または罰金が増えられる 	<ul style="list-style-type: none"> 司法上の強制執行先に該当し、債務を弁済しない、または弁済できない場合、当該措置が増えらるることになる 法人の場合、当該法人の法定代表者、主要責任者、債務の履行に影響力を有する人員、実質支配人が消費制限の対象となる 	以下の制限を受ける ①飛行機搭乗、1級の寝台列車、船の2級以上の客室の使用 ②星付きのホテル、娯楽施設、ゴルフ場の使用 ③不動産の購入、買い替え、拡張工事、内装工事の実行 ④高級オフィスビルとマンションの賃貸 ⑤経営に必要としない車両の購入 ⑥旅行 ⑦子女の私立学校への就学 ⑧保険理財商品の購入 ⑨高速鉄道(G)及びその他の電車の一等席以上の座席の使用
		信用失墜者情報システム	http://zxgk.court.gov.cn/shixin/	<ul style="list-style-type: none"> 高額消費被制限者に課せられる措置を更に強化したものである。信用失墜者リストに加えられた後、債務を履行したか否かを問わず、最短2年で当該措置が増えられる 企業が信用失墜者として挙げられた以上、当該企業の法定代表者などが実際、会社の経営に参加したかどうかを問わず、同措置が同時に増えられることになる 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の行為を行った強制執行対象先に対して、高額の消費制限措置に加え、更に各種の懲罰措置を与えるもの。裁判所は同対象者を「信用失墜者リスト」に追加することができる ①証拠を偽造したり、暴力で司法強制執行に對抗した場合 ②虚偽的な訴訟、仲裁を通して、財産を移転・隠ぺいした場合 ③財産報告制度に違反した場合 ④高額消費制限令に違反した場合 ⑤正当な理由なく、執行和解協議書の履行を拒んだ場合 信用失墜者が法人の場合に、当該法人の法定代表者、主要責任者、債務の履行に影響力を有する人員、実質支配人についても右記制限措置が増えられた事例もある。もともと、2019年に公布された最新通達(法発[2019]35号)では、このような扱いを禁止している 	<ul style="list-style-type: none"> 上記消費被制限者に加えられる措置のほか、以下の活動も制限される ①政府調達、入札、行政審査、政府補助措置の享受、融資の受領、資格の申請 ②自己所有不動産の名義変更 ③クレジットカードの申請と取得 ④工商行政機関における登記手続き ⑤債券の発行 ⑥(個人の場合は)如何なる会社の法定代表人、董事、監事と高級管理職への就任 ・制限措置の期間は2年
		判決文書公示システム	http://wenshu.court.gov.cn/	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所が下した判決書を公示するシステムとなる 掲載内容の充実化と掲載速度の引き上げが推進されている 	原則、商業機密、国家機密、個人情報プライバシーに関わらない判決書は、全て公開される	

【社会信用システムの活用に向けて】

中国が推し進めている社会信用システムの内容を理解することは、既に中国に進出している企業のみならず、対中国ビジネスに関わる全ての日系企業にとって、大きな意味を有すると考える。以下では、社会信用システムに対する無知、軽視が招いたトラブルの一例をご紹介します。

(1) 取引制限リスク

中国に進出済みの企業においても、日常の不注意によって政府当局から行政処罰を受けた結果、知らぬうちに政府が公開する企業信用システムにその処罰情報が掲載され、これまで周到に準備を進めてきた国有企業との大口取引について、土壇場で入札資格を剥奪されてしまった事例がある。この企業の責任者は、入札募集元からの通知を受けて初めて、企業信用システムの存在を知ったということであったが、時既に遅し、である。

(2) 個人リスク

日本本社役員であり、かつ中国現地法人の法定代表者を務めている方も少なくないだろう。例えば、このような事例がある。中国子会社の財務状況悪化により外部第三者に対する未払い債務があり、裁判所からも強制執行先と指定されたため、本社役員兼現地法人法定代表人が資金調達のため中国に出張してきたところ、現地でのビジネスも終わり、いざ出国という段階で、出入国管理局に止められ⁹、債務完済まで出国禁止を告げられた事例である。

⁹ 「中華人民共和国外国人出入国管理法」第23条第2項によると、人民法院から、民事案件が結了しておらず出国できないとの通知があった場合は、その外国人の出国が許可されないものとする。一般的に、外資系企業の高級管理人員の出国への禁止については、執行申請を受理した人民法院が決定し、当該人民法院から上述の通知を受領し

また、数年前に食品安全問題の不祥事で閉鎖された現地法人の総経理が、再び類似業界の別法人の法定代表者として登録しようとしたところ、違法記録が存在するとの理由で、当局に否認されたケースもある。

(3) リスク回避の手段として

社会信用システムは、ただ制裁が定められているものではなく、その内容は広く社会に公開されており、これを有効活用することが前提とされている。ただし、有効活用できるか否かは、利用者に委ねられている。以下では、有効活用できなかったばかりに、不利益を被った事例を紹介したい。

A 社は日本から中国のとある企業に対し、7 年間に亘って商品の販売を続けていた。代金も滞りなく、期日通りに支払われていたことから、近年は前払いから後払いへ、支払い時期の変更を許容していた。その後、大口の商品出荷後に支払い遅延が発生し、業を煮やして現地を訪問したところ、相手方は実質的に倒産状態にあり、代金の回収がほぼ不可能となっていることが判明した。

実は、同社はここ数年、複数の債権者から訴訟を起こされており、不履行にある債務を多数抱えている状況にあったのである。この情報は、既に企業信用システムにおいて公開されていたにも関わらず、A 社の取引担当者は社会信用システム¹⁰ そのものを不知であったため、結局は、高い勉強代を支払うこととなった。換言すれば、同制度を理解し活用できていれば、特に与信調査などの面で有利に進めることも可能であったと言えよう。

【まとめ】

本稿では、中国政府がその確立に注力している「社会信用システム」の概要と特徴、及び重要ポイントについて整理してみた。日系企業の管理者として同システムの状況を理解のうえ、既に進出済の場合には自社の経営活動に支障が無いよう日常の営業活動に留意いただき、また中国企業との取引関係を有する場合には、取引先への与信調査の手段の一つとして、活用していただくことが望まれる。

(執筆者連絡先)

北京立動法律事務所 (<https://www.ridra-law.com/>)

章啓龍

北京市朝陽区霄雲路 36 号 国航ビル 2106 号室

E-Mail : zhangqilong@ridra-law.com TEL : 86-10-6468-5598

た公安機関の出入国管理部門が執行するものとする。

¹⁰ 社会信用システムとは異なるが、裁判の判決についても、裁判所の専門ウェブサイトで公開されている。URL : <https://www.creditchina.gov.cn/home/index.html>



市場主義改革の視点から見た科創板の意義

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 調査部
 主任研究員 細尾忠生

1. はじめに

中国で上海証券取引所（上海証取）に科創板が創設され約半年が経過した。

上海・科創板は、当初、上海の発展戦略の柱の一つとして、市場改革を通じた民間新興企業の資金調達支援を目的とされたが、制度設計を進めていく中で、ハイテク産業育成の国策に資するため、中国版ナスダックに育て上げるとの壮大な目標が掲げられた。

このような壮大な目標を実現するまでの道のりは遠いものの、当初の目的である資本市場改革を通じた民間企業の資金調達支援については、ちょうど 10 年前に、同様の目的で創設された深圳・創業板の先行例を踏まえると、まずまずのスタートをきったと評価できるのではないかと整理したい。

2. 科創板設立の経緯

上海・科創板が公式の場で初めて言及されたのは、2018 年 11 月に開催された第 1 回中国国際輸入博覧会における習主席の基調演説においてであった。

演説では、世界経済が変革期に直面する中、中国は今後も開放政策を推進していくとした上で、特に博覧会が開催された上海に言及、上海発展の方向性として、①上海自由貿易試験区に規制を一段と緩和した新エリアを設置、②上海証取に、新興企業を対象に上場審査を緩和した登録制による「科創板」を創設（演説の具体的な文言は「上海証券取引所に科学技術革新ボードを設置するとともに登録制の実験を進め、上海の国際金融センター、科学技術革新センターづくりを支援、資本市場の基礎制度をたえず完全にしていく（原典は新華社、訳出は日刊中国通信）」）。③長江デルタ地域の一体化を推進、一帯一路、京津冀（けいしんき）、粵港澳大湾区（えつこうおうだいわんく・グレートベイエリア）と相互に連動させていく方針が示された（図表 1）。

このように、上海・科創板はもともと、改革開放政策を一段と推進していくうえで、上海を中心とする長江デルタ地域を一つのけん引役とするための規制緩和策の柱として構想された経緯があった。

図表 1. 上海・科創板の位置づけ
 ～習主席演説（第 1 回中国国際輸入博覧会）の概要～

世界経済の変革期に直面する中、改革開放を一段と推進
特に、上海において：
①自由貿易特区でのさらなる規制緩和
②上海証取に科創板を創設
③長江デルタ地域の一体化

(出所) 新華社による演説全文（訳出は日刊中国通信）をもとにMURC調査部作成

3. 科創板の意義

上海・科創板の創設（案）は、その後、2019年1月の「党中央全面深化改革委員会（第6回）」で機関決定された。

同委員会が第一議題として習主席が重要演説を行い、「第11期三中全会（1978年12月開催）は時代を画し、改革・開放と社会主義近代化建設の歴史的な新たな時期を開いた。第18期三中全会（2013年11月開催）も時代を画し、全面的改革深化と系統的全体設計による改革推進の新時代を開き、わが国の改革・開放の新しい局面を開いた。目標との比較分析を行い、2020年までに重要分野とカギとなる部分の改革で決定的成果を収め、骨の折れる仕事を続け、困難な問題に挑戦し、一つ一つ成し遂げ、第18期三中全会で決まった改革の任務を全面的に達成するための決定的基礎を固めなければならない（原典・訳出は同上）」とし、第18期三中全会の意義があらためて言及された。

広く知られる通り、中国共産党にとって各期（5年ごと）の三中全会は、経済政策の基本方針を決定する最重要会議であり、習政権で初めて開催された第18期三中全会では、市場メカニズムに基づく改革の方向性が示された（「改革の全面的深化における若干の重大問題に関する中共中央の決定」）。当時は、発足したばかりの政権内の力学認識が不十分で、本当は習主席主導であるのに李首相主導による改革（リコノミクス）と誤解された形で改革期待が広がった。

その後の習政権による経済政策は、市場メカニズムの活用よりも、統制色を強める印象があり、欧米の専門家の間では、第18期三中全会の意義が形骸化しているとの批判が絶えない。しかし、「党中央全面深化改革委員会（第6回）」で第18期三中全会の意義に言及されたとおり、独自の的方法論とスピードで、いわば中国流の市場メカニズム改革を推進する方針が明確に示されている^{1, 2}。

その上で、第二の議題として上海・科創板の創設が審議され、「上海証券取引所の科学イノベーションボード開設と登録制試行は、イノベーション駆動発展戦略を実施し、資本市場改革を深める重要な措置。資本市場の科学技術イノベーション企業に対する包摂性を高め（＝資本市場がテクノロジー分野の新興企業にとり使い勝手の良いものにし：筆者注）、基幹コア技術イノベーション支援に力を入れ、实体经济に寄与する能力を高めなければならない。登録制を着実に試行し、株式の発行、上場、情報開示、取引、上場廃止など基礎的制度改革を統一的に計画して推進し、情報開示を中心とする株式発行上場制度を確立、整備しなければならない。（出典・訳出は同上）」とされた。

このように、新興企業を対象に上場基準を緩和する資本市場改革を進め、資本市場を通じた資金調達を支援していく意義が示されている。

習政権下で創設された重要会議である「党中央全面深化改革委員会（第6回）」で、市場改革を志向する三中全会の意義を確認した上で、上海・科創板の創設による資本市場改革が承認されたことは、上海・科創板の設立意義を示すものとして注目される。

図表 2. 上海・科創板の意義
～党中央全面深化改革委員会（第6回）の概要～

①第18期三中全会の意義を確認
・市場メカニズムに基づく改革深化を重視
②上海・科創板の創設
・資本市場改革による新興テクノロジー企業の資金調達を支援

（出所）新華社（訳出は日刊中国通信）をもとにMURC調査部作成

¹ 市場メカニズムとは直接関係ないが、多くの駐在員の方々が指摘するとおり、法制度の運用、環境基準等は、10年前と比べ格段の進化をとげており、中国の制度改革の遅れに対する紋切り型の批判は、こうした実務面の視点を欠いているくらいがある。

² 中国は経済規模や存在感が大きいいため、米英型の市場メカニズムと異なるとの批判を招き易いが、米英型の制度と自国固有の制度の調和を図ることは日中共通の課題であろう。

4. 科創板の2つの目的

「党中央全面深化改革委員会（第6回）」での決定を受けて、中国証券監督管理委員会（証監会）、上海証券取引所（上海証取）はそれぞれ具体的な制度設計を進めた。

まず、証監会は2019年1月30日、「科創板開設と上場企業の登録制試行に向けた改革プラン」を発表、「新世代情報技術、ハイエンド装置、新材料、新エネルギー、省エネ・環境保護、バイオ医薬などハイテク産業を重点的に支援（出典・訳出は同上、以下抜粋も同様）」するとした。この業種区分は当局が上場を促したい業種を示唆するほか、上海・科創板の公式統計で現在も用いられている。

一方、上海証取は「科創板開設と上場企業の登録制試行に関する6項目の付帯規則」を公表、1月30日からパブリックコメントを実施、2月には165の金融関連企業を招き座談会を開催、制度構築をめぐる意見聴取を行った。意見聴取で、「国の革新駆動発展戦略への貢献をサポートすべき」との意見が示されたことが注目された。

こうした過程を経て6月13日に上海・科創板が創設され、創設式で証監会の易会満主席は上海・科創板の2つの目的を強調した。

一つは、前節で紹介した市場メカニズムに基づく改革推進であり、「資本市場の全面的深化を牽引、規範性、透明性、開放性、活力、強靱性を持つ資本市場の構築に努める」としたことである。7月22日に取引が開始された際に上海証取が公表した声明でも、「資本市場の全面的改革深化の全く新しい模索」と同様の趣旨が表明されていた。

もう一つは、「国家戦略に適い、基幹・コア技術を突破し、市場の認知度が高い科学技術イノベーション企業が良くなり強くなり、大きく発展するのを重点的に支援しなければならない」としたことである。

さらに、取引開始の7月22日に新華社が掲載した論説は、上海・科創板は、『国の重大ニーズに向き合う』厳密な位置づけを与えられ、主に『国の戦略に合致し、重要コア技術でブレークスルーを達成、市場の認知度が高い』テクノロジー企業に奉仕するためのもの』としている。

一方で、「米国のナスダック市場を参考にしている」と大仰に述べつつも、具体的にはその直後で、「収益の出ていない企業の上場を認め、レッドチップ企業、議決権差異化措置などの特別なガバナンス構造を持つ企業の上場を認めるといった面で、重大なブレークスルーを達成している」と、他の公式文書と同様に、資本市場改革の意義もあわせて強調している。

以上のように、易主席演説や新華社の論説によれば、上海・科創板の創設には、資本市場改革と国策推進という2つの目的を併せ持つことが示されている。

上海・科創板は商いが低迷、国策推進のための官製市場として失敗との厳しい評価が相次ぐが、こうした評価は上海・科創板の2つの目的のうち国策推進についてなされたものにすぎない。資本市場に新市場を創設すれば、国策に合致した企業がすぐに誕生することは、日本、米国でもありえないであろう。むしろ、本稿では、新興企業が利用しやすい資本市場が創設され、資金調達環境の改善が期待されることを、中国の市場メカニズムに基づく改革推進の一例として、前向きに評価すべきではないかと考える。

図表 3. 上海・科創板の目的

①ハイテク産業育成の国策を推進
・新世代情報技術、ハイエンド装置、新材料等を重点的に支援
②資本市場改革を推進
・上場基準を緩和した新市場創設で新興企業の資金調達を支援

(出所) 各種資料をもとにMURC調査部作成

5. 科創板の市況は安定化の兆し

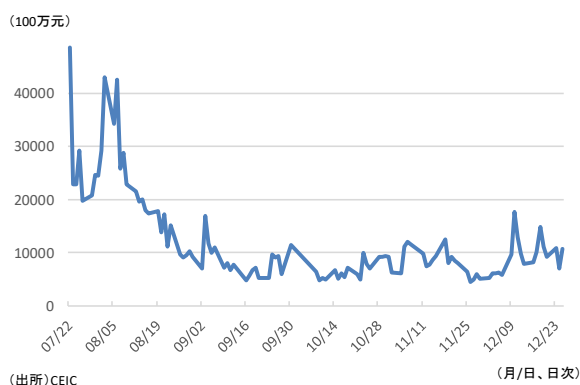
上海・科創板を市場主義改革の一環として前向きに評価すべきと考える理由が2つある。

第一に、取引開始直後には、政府の後押しを当て込んだとみられる買い注文が殺到し、各銘柄の株価が急騰するといった派手なスタートを切ったものの、すぐに息切れし、その後は取引が急速に減少するといった混乱を経たが、このところ、科創板市場全体によりやく落ち着きが見られるようになったことである。

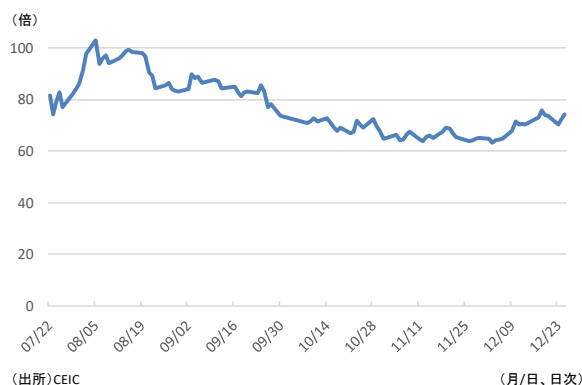
日々の売買金額は、一時は40億元（約640億円）程度まで減少していたが、このところ100億元（約1600億円）を上回る水準で安定し始めている（図表4）。たしかに、取引開始当初と比較すると低水準だが、一方的な減少傾向には歯止めがかかった。取引開始直後はある意味で異常な熱気が充満していたが足元の水準が決して低調なわけではない。

取引金額の安定にともない、株価の適正水準の目安となるPERも落ち着きを示し始めている。中国では上場審査の際に当局がPER23倍を一つの目安としているとされる。一方、上海・科創板の上場企業には収益が赤字の企業も多く、市場平均でみたPERは足元でも非常に高水準にある。もっとも、取引開始直後に株価が急騰し、一時は100倍を超えていた水準と比べると、落ち着きを示し始めていると言えよう（図表5）。

図表4. 上海・科創板：①売買金額



図表5. 上海・科創板：②PER（市場平均）



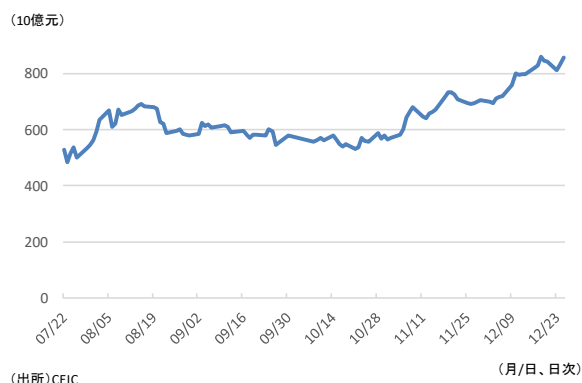
なお、上海・科創板への上場企業数は、取引当初は25社でスタートしたが、直近は65社まで増加した（図表6）。上場企業数の増加と市況の安定により、全体の時価総額は8600億元程度（約13兆円）に増加しており、一社当たりの単純平均では130億元程度（約2000億円）と、日本の基準では、中小企業より一回り大きい中堅企業クラスであることが分かる（図表7）。

図表6. 上海・科創板：③上場企業数

新世代情報技術	24
バイオ医薬	16
ハイエンド装置	14
新材料	8
新エネルギー	1
その他	2
合計	65

(出所)上海証券取引所

図表7. 上海・科創板：④時価総額



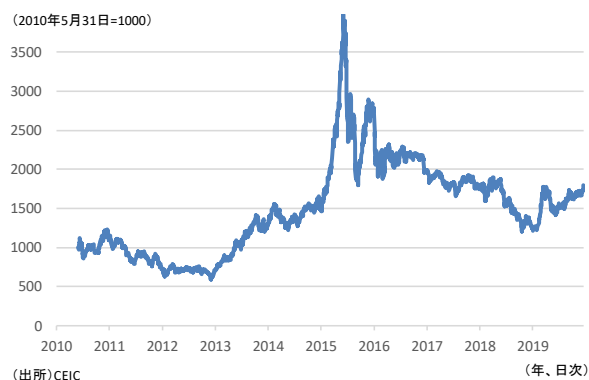
6. モデルケースとなる深圳・創業板

上海・科創板を資本市場改革の一環として前向きに評価すべきと考える第二の理由は、ちょうど10年前に発足した深圳・創業板を上海・科創板のモデルケースとみることができることである。

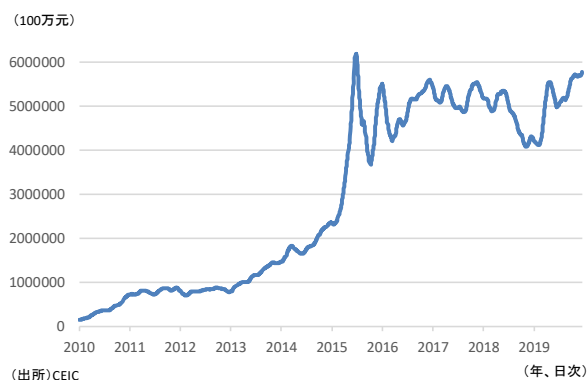
深圳・創業板も上海・科創板と同様「中国版ナスダック」と称され民間企業の成長促進が期待されながら、発足直後に官製市場への過剰な期待から過熱し、その後すぐに市況が冷え込んだが、2015年の株式ブームが崩壊した後も、発足当初より高い水準で市況が安定した実績がある(図表8~11)。

この結果、深圳・創業板での新興企業の資金調達額は、2018年の合計額でみると1000億元程度(約1.6兆円、図表12の月次の調達額を年間合計)と、新興企業の貴重な資金調達の間となった。中国では民間企業の資金調達難が問題となる中、新興企業向けの資本市場育成は、持続的な成長のための重要な課題であり、上海・科創板が深圳・創業板の後に続くことが期待されよう。

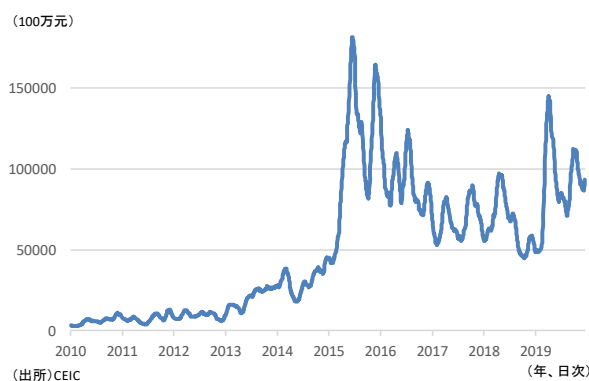
図表 8. 深圳・創業板：①株価指数



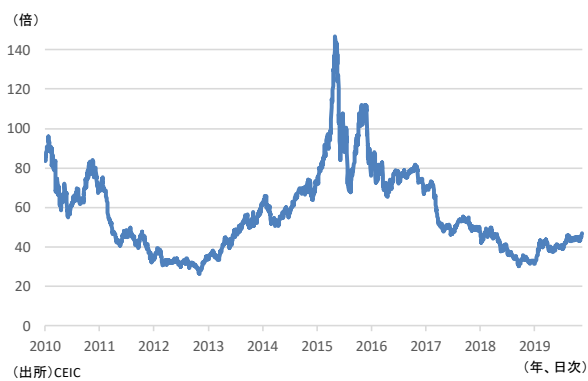
図表 9. 深圳・創業板：②時価総額



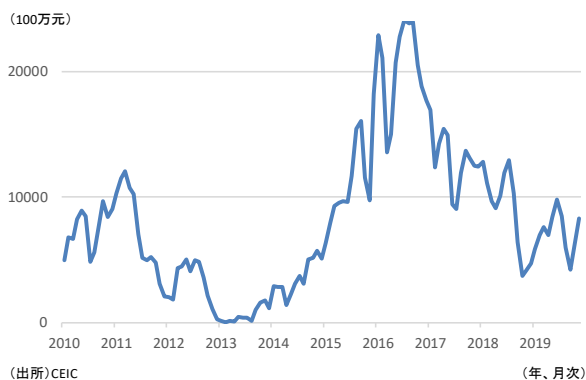
図表 10. 深圳創業板：③売買金額



図表 11. 深圳・創業板：④PER (市場平均)



図表 12. 深圳・創業板：⑤資金調達額 (月次データ)



7. ベンチャー投資により新興企業は非上場で成長

4節でみた上海・科創板の2つの目的のうち、これまで市場主義改革の視点から上海・科創板の意義を整理した。最後に、もう一つの目的である産業育成の国策推進の目的に関連し、中国にとどまらず世界的にみられる新しい傾向を整理したい。

ニューエコノミーと呼ばれるハイテク分野で、巨大な成長企業が、非上場で存在感を増していることである。その背景には、ベンチャー投資がバブル的な拡大をみせていることがある。ベンチャー投資資金が、資本市場の外で成長企業を生み出す構図が世界的に強まっており、特に、米国と中国で新興企業（ベンチャー企業）の躍進が著しい。

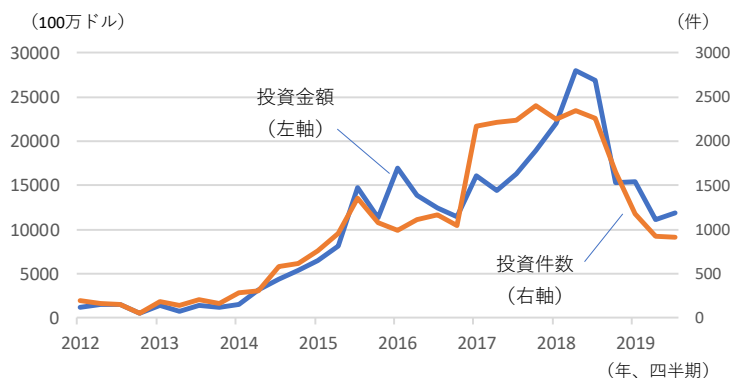
こうした背景には、金融市場の投資家が直面する事情がある。やや専門的で細かな話題となるが、金融投資の区分によれば、株式や債券への投資は「コンベンショナル・インベストメント（伝統的な投資）」と呼ばれるのに対し、近年、運用難の状況が強まる中、より高い利回りを求める「オルタナティブ投資（代替的な投資）」と呼ばれる不動産投資やヘッジファンドへの投資などの投資家の運用比率が高まっている。この「オルタナティブ投資」の一つに、「プライベート・エクイティ投資」と呼ばれる分野がある。株式市場に上場する公開企業への投資を「パブリック・エクイティ投資」と呼ぶのに対し、未上場の非公開企業に投資するのが「プライベート・エクイティ投資」であり、主に、バイ・アウト投資（企業買収への投資）とベンチャー投資（新興企業（ベンチャー企業）投資）がある。

「オルタナティブ投資」の一つである「プライベート・エクイティ投資」の拡大にともない、ベンチャー投資が増加傾向にあり、かつては、大手銀行や証券会社の関連会社とごく一部のベンチャー投資専門会社だけで構成されていた投資分野に、近年は、機関投資家の資金が大量に流入し、バブル的な様相も強まっている。このため、非公開企業として高いバリュエーション（企業価値）で値付けされていた企業が、実際に株式を公開し上場企業になってみると、企業価値が急減するケースが相次ぎ問題にもなった。

また、新興企業（ベンチャー企業）では、上場（株式公開）すれば様々な規則順守のコストが高くなるが、現在は、非公開のままでも資金調達が比較的容易に行える環境にあるため、非上場にとどまるインセンティブが高まっていると指摘されている。

中国のベンチャー投資は、金額、件数ともに2014年ごろから増加傾向が鮮明となり、2018年に923億ドル（約10.1兆円）とピークを付けたが、デレバレッジ政策の一環で2018年後半から減少に転じたため、中国の新興企業（ベンチャー企業）の一時の勢いにも陰りが指摘されるようになった。もっとも、直近のデータによると足元で底入れの兆しがみられる（以上図表13）。

図表 13. 中国のベンチャー投資



(注) 図中の値は、海外投資家を実施した対中ベンチャー投資と、中国の投資家が主に元建てで行ったベンチャー投資の米ドル換算額の合計

(出所) 中国ベンチャーキャピタル協会

8. 新興企業が中国の発展を牽引

注目すべきは、中国経済の存在感の高まりと、中国の新興企業（ベンチャー企業）の勃興が、軌を一にしていることである。2015年～16年にかけてリーマン危機以降の投資主導の成長が一服し、人民元ショックを契機に景気の調整局面があったが、その後2017年頃からすでに「BAT」として注目されていた企業の中でも特に、アリババ、テンセントの存在感の大きさが注目されるようになり、日本企業の深圳・杭州への視察が相次いだ。また、その他の特色ある多くの新興企業（ベンチャー企業）も注目を集めるようになった。

これらの企業のイノベーション努力が実ったことが重要であり、巨大な国内市場の存在が成長促進に役立ったことも事実だが、ベンチャー投資の拡大という資金面でのバックグラウンドの存在も見逃せない要件であったといえる。

足元の中国景気は停滞色を強めているものの、ひとたび回復に転じれば、中国経済そのものへの関心とともに、成長著しい個別企業への注目もあらためて高まることが予想される。

成長著しい非公開企業の中でも、評価額が10億ドル超の企業は「ユニコーン」として注目されているが、世界のユニコーン企業上位10社のうち中国企業が4社を占めている（図表13）。また、ユニコーンを卒業し2018年以降に上場企業となった中国企業は市場から高い評価を受けている（図表14）。

図表 13. 世界のユニコーン企業

	企業名	国籍	事業内容	時価総額 (億ドル)
1	バイトダンス	中国	動画投稿	750
2	滴滴出行	中国	配車サービス	560
3	ジュールラブズ	米国	電子たばこ	500
4	スペースX	米国	宇宙開発	333
5	ストライプ	米国	フィンテック	353
6	エアビーアンドビー	米国	民泊仲介	350
7	快手	中国	動画投稿	180
8	ワン97	インド	フィンテック	160
9	エピックゲーム	米国	ゲーム	150
10	DJI	中国	ドローン	150

(注) 時価総額は12月の値
(出所) CB INSIGHTS

図表 14. 2018年以降に上場した中国のユニコーン企業

企業名	呼称	事業内容	上場先	時価総額 (億ドル)
美团点评	メイチュアン・ディアンピン	出前アプリ	香港	674
拼多多	ピンドゥオドゥオ	Eコマース	NASDAQ	442
小米	シャオミー	携帯電話製造	香港	358
寧徳時代新能源科技	CATL	リチウムイオン電池製造	深圳	287
騰訊音楽	テンセントミュージック	音楽配信	NYSE	191
愛奇芸	アイチーイー	動画共有サイトアプリ	NASDAQ	154

(注) 時価総額は12月23日の値
(出所) 各種資料よりMURC調査部作成

このように、中国の経済発展のリード役が、今や、上海・科创板や深圳・創業板の上場企業ではなく、非上場企業が果たすようになってきている。

もっとも、非上場企業の資金調達環境が改善しているとはいえ、投資家への訴求力の高い企業に資金が集中する傾向にあるため、一般企業には、上場基準を緩和した上場しやすい資本市場の存在がやはり必要であり、民間企業の資金調達難という課題を抱える中国では喫緊の課題である。つまり、中国の持続的な成長にとって、公開市場と非公開市場が相互に特性を生かしながら、車の両輪として、中国のイノベーションの推進役になることが期待されよう。

なお、4節で上海・科创板の具体的な制度設計を進める際、上海証取は専門家や金融関連企業から意見聴取を行ったことを紹介した。その際に、中国を代表する起業家であり、蔚来汽車の創始者である李斌氏は、「科创板は退出のチャンネルを円滑化することで、いまのところ収益はないが高い成長ポテンシャルを持つ多くの企業のためにより多くの人民元建てのベンチャーキャピタル資金を呼び込み、それによってこうした企業の発展を加速させることができる」と述べた。これは、ベンチャー投資資金の回収手段の最も有効な手段は投資先企業の上場であるが、登録制により新興企業（ベンチャー企業）が上場しやすい資本市場が整備されることは、ベンチャー投資の資金回収の機会を拡大させる効果を持つため、中国のベンチャー投資の拡大に効果的であるとの期待を表明したものである。

上場先として、香港、深圳、上海（メインボード）とすでに多様な選択肢があるとはいえ、新たに、上場基準が緩和された新興企業向け市場が創設された意義は大きい。国策企業育成のための官製市場が、出足に過熱した後は低迷しており失敗との批判をみていると、公開、非公開の両市場を通じた中国のイノベーションの大きな流れを見落としてしまっているように感じられる。

以上

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : hosoo@murc.jp ホームページ : <http://www.murc.jp>



税務会計:「中華人民共和国増値税法(意見募集稿)」の公布

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 侍 怡 (Shirley Shi)

概要

中国財政部及び国家税務総局は、2019年11月27日付で「中華人民共和国増値税法(意見募集稿)」(以下、「増値税法意見募集稿」)を公布した。増値税法意見募集稿の公布は、中国が増値税の税制を法律で定め、貨物とサービスに適用する増値税の法規の統一に向けて重要な一歩を踏み出したことを示している。また、増値税法意見募集稿は、増値税の基本的な要素に対して一貫した規定を定め、現在の法規中の不確定性を大幅に減らし、企業や税務関連従業者にとって間違いなく朗報である。

増値税法意見募集稿は、OECDの国際増値税、貨物・サービス税に関するガイドラインを参考とし、特に増値税を中国国内での取引のみに適用すること、また、増値税の未控除税額の還付を許可することを規定した。しかし、過去の意見募集において、非居住者企業は増値税の納税者として登録できるように規定したり、デジタル経済に対応するための現行法規の見直しなどが求められているが、これらの変化はまだ現れていない。

意見公募は2019年12月26日まで行う。その後、草案は最終的に全国人民代表大会によって審議、批准される見通しである。増値税法の発効日は未定であるが、草案は2020年の初めに全国人民代表大会の審議に提出し、その後、実施条例も公布される見通しである。

背景

1994年以降、中国は増値税暫行条例と実施細則を公布し、貨物の輸入及び販売(及び一部のサービス)に適用する増値税の税制を規定した。当時の中国には、多数のサービス分野に適用する営業税制度があった。しかし、2012年から2016年までの「營改増」実施に伴い、財政部と国家税務総局が共同で一連の法規(財税[2016]36号文を含む)を公布し、営業税制度は徐々に増値税制度に代わられた。以前の貨物とサービスに異なる法規を適用する方法は、「營改増」後の実務に多くの困難と挑戦をもたらした。例えば、どの法規を適用すべきかという不確実性、時々一致しない規定の存在、調和性に欠ける等が挙げられる。

増値税法の制定は、このような不一致を克服し、既存の条例を法令に格上げすることを目的とする。今回の立法は、増値税の税制を他の法律(例えば、「税收徴収管理法」とうまく組み合わせ、健全な法治体系の提供に役立つであろう。

増値税法意見募集稿

増値税法意見募集稿は国際基準を参考として増値税の基本原則を定め、その立法レベルは相対的に高いと考えられる。中国税法の法体系は、税制の基本原則を定める法律と、具体的な内容を規定する実施細則から構成される。

増値税法意見募集稿の主な内容は、以下のとおりである。

1. 総則
2. 納税者及び源泉徴収義務者
3. 課税取引
4. 税率及び徴収率
5. 課税額
6. 税収優遇
7. 納税時点及び納税地
8. 徴収管理
9. 附則

主な変更内容

増値税法意見募集稿において留意する必要があるのは、現在の暫行条例（主に貨物に適用する）及びその他の法律（貨物やサービスに適用する）と比べた実質的な変更である。正式な法案が公布される前に確定することはできないが、意見募集稿で示された既存の規定との主な変更内容について、以下のとおりにとまとめた。

現行増値税法の規定	主な変更内容
<p><u>小規模納税人</u> 現行増値税法の規定に基づき、納税人で年間増値税課税販売額が一般納税人の基準を超えないものは小規模納税人となり、簡易法を適用し、3%の徴収率で納税額を計算（要求に応じ、主管税務機関で一般納税人登録を行う場合を除く）し、仕入税額を控除してはいけない。</p>	<p>増値税法意見募集稿には小規模納税人に関する規定がないが、「税率及び徴収率」において、3%の増値税徴収率が規定されている。即ち、将来的には3%の徴収率の適用が続き、5%の徴収率が廃止される見通しである。</p>
<p><u>課税行為</u> 現行増値税法の規定に基づき、課税行為とは物品販売または加工・修理・組立修理役務の提供、サービス、無形資産、不動産の販売及び物品の輸入を含む。金融商品の販売はサービス販売に属し、単独で規定される課税行為ではない。</p>	<p>増値税法意見募集稿の規定によると、課税取引とは、物品、サービス、無形資産、不動産及び金融商品の販売（中国国内で発生した上記の課税行為に対して増値税を納付すべき）である。金融商品の販売において、販売側が中国国内単位または個人の場合、あるいは金融商品が国内で発行される場合、中国国内で課税行為が発生すると認識され、増値税を納付すべきである。外国投資者にとって、金融商品取引の課税範囲は不明確であり、議論されているが、増値税法意見募集稿には当課題に関して、より明確に規定されるようになった。</p>
<p><u>税収管轄の確定</u> 財税「2016」36号文の規定によると、サービスの販売側または購入側が国内にいる場合、サービスの販売側が増値税納税人となり、増値税を納付すべきである。同時に、完全に国外で発生する状況も規定される。ただし、サービスが完全に国外で発生することはどのように確認す</p>	<p>増値税法意見募集稿によると、サービス販売は、販売側が国内単位或いは個人である場合、またはサービスが国内で消費される場合、国内で発生する課税取引と認定され、増値税を納付すべきである。 財税「2016」36号文の規定に比べ大きく変更さ</p>

<p>るのかは不明確であり、議論されている。</p>	<p>れた。増値税法意見募集稿における規定は OECD の国際増値税、貨物・サービス税に関するガイドラインの原則をよりよく取り入れた。特に、国外単位が国内単位にサービスを提供する場合、国内で消費されるサービスのみに対して増値税を納付する（源泉徴収の形式で）必要がある。</p> <p>サービスの受取側が国内にいて、そのサービスを国内で発生する課税行為とし、増値税を納付すべきだと認定されるのは不適切だと考えられる。</p>
<p><u>見なし販売</u> 現行増値税法の規定によると、販売と見なす行為が発生する場合、増値税を納付する。具体的には、中華人民共和国増値税暫行条例実施細則により、単位或いは個人商工業者がその他の単位或いは個人に、無償で物品またはサービスを提供する場合は物品或いはサービスの販売と見なす。</p>	<p>見なし販売の範囲は不明確で、実務上でも納税者と税務機関の間における議論点である。増値税法意見募集稿は見なし販売の発生状況をより明確に定義しようとしている。具体的には以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 単位或いは個人商工業者が自己生産或いは委託加工した物品を団体福利、個人消費に用いる (2) 単位或いは個人商工業者が無償で物品を贈る場合。ただし、公益事業に用いる場合を除く (3) 単位或いは個人が無償で無形資産、不動産或いは金融商品を譲渡する場合。ただし、公益事業に用いる場合を除く (4) 国务院財政、税務主管部門が規定するその他の状況 <p>上述の内容に基づき、サービスの提供は見なし販売として認定されないと考えられる。</p>
<p><u>混合販売</u> 現行増値税法の規定によると、一項目の販売行為がサービスにも貨物にも関わる場合、混合販売とする。その主な業務に応じ、増値税を納付する。</p>	<p>増値税法意見募集稿では、一項目の販売行為がサービスにも貨物にも関わるという混合販売の要求は廃止される。一項目の課税取引が二つ以上の税率或いは徴税率に関わる場合（例えば、異なる税率を適用するサービス）は、混合販売を適用できる。</p>
<p><u>期末未控除税額の還付</u> 中国においては通常、未控除税額の還付ができない（輸出業者及び特定類型の企業を除く）。財政部、税務総局、税関総署公告 2019 年 39 号規定によると、2019 年 4 月 1 日から、増値税未控除税額の還付制度を試行し、一定程度の範囲</p>	<p>増値税法意見募集稿により、増値税法を定める際に、現在試行される増値税期末未控除税額の還付制度を正式に確立する見通しである。実際、増値税法意見募集稿により、当期の増値税仕入税額が当期の増値税売上税額を上回る場</p>

<p>で、中国企業に増値税未控除税額還付の申請を許可するようになった。以前の増値税暫定条例と財税[2016]36号において、期末未控除税額の還付制度に対して明確な規定がなかった。</p>	<p>合、その差額部分は次期に繰り越して引き続き控除または還付できる。還付できる状況及び条件に関して、国務院財政、税務主管部門より単独で規定される予定である。</p>
<p>納税期限 現行増値税法の規定により、増値税の納税期限は各々1日、3日、5日、10日、15日、1ヶ月或いは1四半期とする。納税人が適用する具体的な納税期限は、納税人の種類または納税人の業務の性質に応じて査定される。</p>	<p>現行増値税法の規定と比べ、増値税法意見募集稿では、1日、3日、5日の納税期限が廃止され、納税期限の選択数が減少した。半年間の納税期限が選べるようになったが、実際には多数の納税人は1ヶ月または1四半期の納税期限を採用すると予測できる。半年間の納税期限を適用できる状況はまだ不明確だが、半年間の増税期限は一般納税方法に基づいて納税する納税人に適用しないことを確定できる。</p>
<p>合算納税 財政「2016」36号文の規定により、二者或いは二者以上の納税人は、財政部及び国家税務総局の批准を得て一者の納税人として合算納税することができる。ただし、それは財政「2017」58号文より廃止された。</p>	<p>増値税法意見募集稿に増値税合算納税の原則が再び規定された。合算納税は増値税納税者のコンプライアンスコストを効果的に減少させ、合算納税者の間の税負担相違を効果的に解決することができるため、この政策は納税者の好評が見込まれる。具体的な合算納税の範囲と条件は、実施細則で定める予定である。</p>

増値税法意見募集稿によると、増値税法の公布前に制定された、継続すべきと判断される税収政策について、国務院の規定に従い、最長で増値税法実施後5年まで延長できる。しかし、これまでの規定は、納税者或いは税務機関に有利であるか、増値税法意見募集稿と一致しないため、議論を巻き起こすであろう。

(監修者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

侍 怡 (Shirley Shi)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場第二期 29F

Tel: +86-21-2212-2105 E-mail: shirley.y.shi@kpmg.com



法務: 中国労働法に関する最新の注目トピックス

北京市金杜法律事務所
パートナー弁護士 劉新宇

I はじめに

近年、高齢化の加速、人件費コストの上昇ゆえ、「安い労働力」で外資企業の投資を引き付けた中国のメリットも減少してきたといわれる。一方、現在の中国においては、開放型の経済新体制が構築され、より高水準の対外開放を推進すべく、内外資一致（外商投資企業に国内企業と同様の待遇を与えること）を重点とする外商投資法体制の重大な改革が実施され、また、中国の巨大な消費市場は、いずれの企業にとっても魅力的なマーケットであることに変わりないことから、今後、日系企業を含め、外資企業の更なる中国への進出が予想されている。

中国の事業経営については、長時間労働や時間外労働、営業秘密の保持、競業避止など人事・労務をめぐる問題が常に注目を集めているが、最近では、特に話題となっている外国人就労をはじめ、高級管理者の職務調整や労働契約解除など、様々な労働問題が生じている。これらを背景に、中国における日系企業を含め、各企業は労働問題に関心を寄せており、弊職らにも様々な問い合わせが寄せられている。

そこで、本稿では、これらの実務経験から、注目されるトピックスを抽出し、判例・事例解説の形をとりながら、各企業、特に日系企業にとって留意すべき労働法上の問題につき、考察を行うものとした。

II 外国人の就労をめぐる問題

事例 1：許可地域外における外国人の就労禁止

2015 年 8 月 1 日、外国人労働者である John 氏は、上海市のある会社（上海会社）と労働契約を締結し、北京市のある会社（北京会社）において業務を行い、その会社の管理を受け、北京会社が月ごとに John 氏に給与を支払うことに合意した。上海会社は John 氏のために「外国就労証書」等の取得手続を行った。John 氏は、2015 年 10 月 1 日から 2016 年 11 月 1 日まで北京会社において業務に従事していたが、2016 年 11 月 2 日、北京会社の給与不払を理由に退職し、かつ、上海会社を相手取り経済補償金を請求する労働仲裁を申し立てた。労働仲裁委員会は、John 氏の就労地域は就労許可証に記載された上海市であるべきで、北京市における就労行為は就労許可範囲に違反し、不法就労ゆえ、中国の労働法令により保護されないとして、John 氏の請求を棄却した。

コメント

出入国管理法 43 条 (2) 号により、外国人が就労許可に限定された範囲を超えて中国国内で就労すると不法就労となる。また、「外国人の中国における就労管理規定 (2017 改正)」15 条 2 項においては、就労許可証は許可証発給機関が定める地域においてのみ有効と定められている。さらに、同規定 23 条によると、外国人が就労許可証発給機関の規定する地域内で雇用企業を変更した後、なお従前の職業に従事する場合、それを発給した就労許可証発行機関の許可を得た上で、就労許可証の変更手続を行わなければならない。外国人が許可証発行機関において規定する地域を離れて就業し、又は当初規定していた地域内で雇用企業を変更し、かつ、異なる職業に従事する場合、新たに就労許可取得手続を実施しなければならない。

したがって、上述の事例及び法規定により、外国人就労許可証は、許可された①地域、②使用者、③その職業範囲においてのみ有効と考えられる。企業が外国人労働者を採用する際、これら 3 つの事項のいずれかに変更が生じた場合には、関連変更手続、又は改めて就労許可取得手続を行う必要がある。また、労働契約法では二重労働関係が認められるものの、外国人は、就労許可制度が適用されるため、実務上、2 つの会社と労働契約を締結することや、2 つ以上の会社で兼務することなどは容易に行いえないことにご留意いただきたい。

事例 2 : 外国人による社会保険の加入義務

2016 年 3 月、外国人労働者 A 氏は B 社と労働契約を締結し、B 社は A 氏のため就労手続を行った。2017 年 5 月、A 氏は疾病による入院をきっかけに、中国で就労する場合に基本医療保険があれば、一部の医療費用はその保険でカバーされることを知った。その後、A 氏は B 社に社会保険の加入及び入院期間の医療費の負担を求めたが、外国人である A 氏は社会保険に加入できないとして、B 社はこれに応じなかった。

2017 年 7 月、A 氏は、B 社による社会保険料未納を理由として労働契約を解除し、労働仲裁を申立て、経済補償金及び基本医療保険でカバーされる医療費を請求した。労働仲裁委員会は A 氏の請求を認めた。

コメント

社会保険法 97 条¹は、「外国人が中国国内において就労する場合、本法の規定を参照して社会保険に加入する」と明記しており、「中国国内に就労する外国人の社会保険加入暫定弁法」(以下、「暫定弁法」という) 3 条も、中国国内で法に基づき登録又は登記している企業等の組織が法に基づき採用する外国人は労働者基本養老保険、労働者基本医療保険、労災保険、失業保険及び生育保険に加入し、使用者及び労働者本人が規定に従い社会保険料を納付しなければならないものと定め、中国で就労する外国人の社会保険加入を法的に義務付けている。

一方、日中両国の企業等からそれぞれ相手国に一時的に派遣される被用者(企業駐在員等)等には、日中両国における社会保険料二重払いの問題が生ずるため、両国は「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」を締結し、2019 年 9 月 1 日にこれが発効した。同協定により、日本人の場合、「日本の厚生年金・国民年金に加入しており、かつ、日本企業に雇用されている労働者(出向者)である事を前提」として、「赴任から 5 年間」は中国での養老保険の加入が免除される。

以上のように、企業は基本的に外国人労働者を社会保険に加入させる必要がある一方、適用される両国間の協定及びその具体的な規定を確認し、関連手続を完了すれば、企業と労働者双方の利益の保護に繋がると思われる。一方、「暫定弁法」3 条に定めるとおり、外国人が法令に従って支払う必要がある社会保険は基本養老保険、基本医療保険、労災保険、失業保険、生育保険の 5 種類²となるが、日・中社会保障協定により一定期間において免除されるのは養老保険のみとなるため、同協定発効後も、養老保険以外の社会保険は継続して納付しなければならないものと解される。この点については、雇用者である企業側、外国人である出向者側のいずれも留意する必要がある。

¹ 社会保険法が 2011 年 7 月 1 日より発効、2018 年 12 月 29 日に改正されたものの、本条項は改正されていない。

² 国務院は 2019 年 3 月に「生育保険と労働者基本医療保険の合併実施の全面的な推進に関する意見」を正式に発表し、生育保険と労働者基本医療保険の合併を目指している。

Ⅲ 労働者の労働管理をめぐる諸問題

事例 1：合法・合理的な職務調整を行う企業の権限

羅氏は 2008 年 6 月に入社し、2015 年に会社と無期労働契約を締結したが、同契約には、職務を「管理類」とし、会社が、生産経営状況及び羅氏の能力等によってその職務を調整することができることと定められた。羅氏は入社後、百貨店の経理等の職務を経て、2013 年 9 月に総務部部長となったが、2016 年 9 月、会社が生産経営の必要から総務部と別部署との統合を行い、羅氏を服装部部長とした。この調整後の職務レベル、賃金、勤務場所等にいずれも変更はないが、羅氏は調整前後の職務がそれぞれ後方勤務類及び運営類に属することを理由として出勤を拒否し、さらに 1 週間後、会社が労働条件を提供しないとして一方的に労働契約を解除し、経済補償金を請求する労働仲裁を申し立てた。労働仲裁委員会は、羅氏の請求を棄却した。

コメント

本件において、会社による羅氏の職務調整は、会社の生産経営の必要によるものであり、会社の労働者が自主的に管理する権限を有する。それに加え、その調整前後の職務レベル（同じ部長クラス）、賃金、勤務場所などいずれも変更なく労働者に不利を与えないことから、会社による羅氏の職務調整には合理性がある一方、羅氏が主張する「調整前後の職務がそれぞれ後方勤務類及び運営類に属する」との理由は成立しないため、羅氏の請求は棄却された。

この職務調整につき、実務においては、自己の同意がない限り、その職務の調整は一切不可能と誤解している労働者が少なくない。しかし、労働契約の定めに変更が生じない限り、企業は生産経営の必要に応じて労働者の職務を調整することができる一方、その調整行為自体に合理性がなければならず、また、労働者の賃金を任意に下げることとは認められない。

さらに、この「合理性」の判断基準については、北京市、上海市、広東省、江蘇省などの司法実務において、通常、企業経営の必要性、調整目的の正当性のほか、調整後の職務が労働者の能力内か否か、賃金等労働条件における不利な変更の有無などを総合的に勘案した判断が行われており、会社が労働者の職務の調整をする際には、これらの基準に照らしたその実行が望まれる。

事例 2：合理的な理由を欠く職務調整の禁止

黄氏は 2017 年 4 月 6 日に会社と労働契約を締結し、同契約には、その職務をストレージ部のマネージャーとすること、会社は黄氏の業績、評価結果等の事情に応じてその職務を調整しうることが定められた。2017 年 9 月 11 日、会社は業務の必要に応じて黄氏のマネージャー職を解き、ストレージ部の管理員とする調整を行った。この日から黄氏は 1 週間の休みを取り、さらに 2017 年 9 月 15 日、会社による非合理的な職務調整、賃金の引下げ等を理由として、会社に対し労働契約の解除及び経済補償金、年末賞与等の支給を要求したが、会社はこれに応じなかった。その後、黄氏は労働仲裁委員会に対し、経済補償金の支給等を求める仲裁申立てを行い、仲裁委員会は、黄氏の請求を認めた。

コメント

労働契約法（2012 改正）38 条及び 46 条により、使用者が労働契約の約定どおりに労働保護又は労働条件を提供しない場合、労働者は労働契約を解除することができ、かつ、使用者は労働者に経済補償金を支給しなければならない。

本件において、労働契約に職務が明確に定められていたにもかかわらず、会社がこれを調整して従来と異なる別の職務とし、さらに減給もなされたことから、実質的に労働契約の主要な内容及び黄氏の労働条件を変更したものと評価され、黄氏は労働契約法のこれらの規定により労働契約の解除及び経済補償金の支給を請求することができるというのが労働仲裁委員会の判断であった。

以上のような事例及び法規定を通じ、上述の事例 1 において紹介したような特定の場合には、企業は自社の経営上の必要に応じて労働者の職務を調整することができるが、この権利を濫用して労働者の利益を害してはならず、さらに職務調整を通じ労働者に対して一方的に減給を行うことはできない点に留意すべきである。

事例 3：高級管理職の解雇をめぐる問題点

王氏は 1991 年に市場部経理として上海の A 社に入社し、2013 年 11 月 19 日、2014 年 1 月 1 日から期間開始となる無期労働契約を同社との間に締結し、2014 年 1 月 1 日、A 社の総経理として任用された。2013 年 11 月、関連取引に不備があったことから、証券監督管理委員会上海監督管理局が A 社に対して「是正を命ずる決定」を下し、会計事務所からも否定意見を提示する「監査報告書」が発せられた。2014 年 5 月 12 日の A 社董事会会議では、その不備の責任は王氏にあるとして、王氏の総経理解任と労働関係終了が可決された。A 社は、この董事会決議をもって王氏との労働契約を一方的に解除した。

これに対し、王氏は 2014 年 6 月 4 日、労働関係の回復及び一定期間の賃金の支給を求める労働仲裁を申し立て、労働仲裁委員会はその主張を認めた。会社は法院に訴訟を提起したが、第一審・第二審いずれも仲裁委員会の判断を維持した。

コメント

会社の高級管理職は、会社法及び労働契約法これら 2 つの法令による二重の規制を受ける特別な労働者である。会社法 (2013 改正) 46 条、113 条によると、董事会は、総経理を含む高級管理職の解任を任意に決定することができる。その一方で、高級管理職は通常、会社との間に労働関係があることから、労働契約法 2 条により高級管理職は同法の適用を受け、同法に定める理由がない限り、会社は一方的に労働契約を解除することができない。また、違法解除と認定された場合、労働契約法 48 条に基づいて、労働者が労働契約の履行継続を要求した場合、使用者はそれを受け入れなければならない。労働者が労働契約の履行継続を要求せず、又は労働契約の履行継続が既にできない場合、使用者は経済賠償金の 2 倍額を支払わなければならない。

したがって、本件の仲裁廷・法院は、董事会の決議を通じて王氏の総経理職務を解除することについては、会社法上、特に問題が見当たらないが、労働契約法の観点からすると、労働契約を解除するため、会社から、その関連取引における不備の責任が王氏にあり、それが労働契約法に定める法定解除理由、例えば会社の規則への重大な違反行為に該当すること、職務上重大な過失を犯し私利を図って会社に重大な損害をもたらしたことなどの証明がないため、その労働関係の解除には法的な根拠がなく、違法解除であると判断した。

董事会の決議は、会社の経営に関わる事項を決定する意義を有するが、総経理のような高級管理職の雇用・任用と関わる場合、会社法、労働法上の衝突が生ずる可能性が高い。それゆえ、高級管理職を解任する際には、会社法のみならず、労働契約法の関連規定も遵守しなければならない。

VI おわりに

中国の改革開放政策の開始からすでに 40 年を経て、外資系企業の中国事業の展開は多くの地域で成熟の段階を迎えているが、外資企業権益の保護を強化する外商投資法及びその実施条例が 2020 年 1 月 1 日に施行されたことにより、外商投資は今後さらに盛んになると予想される。特に、労働問題は外資企業の進出のみならず、その後の事業展開、さらには撤退、これらいずれの段階でも回避できない課題となる。それゆえ、日系企業を含め、外資企業は中国の労働法令を正確に把握し、その法改正の動向、司法実務に注目する必要があると思われる。

一方、中国では、労働関連の法制度も徐々に整備されているが、雇用関連の規定に曖昧な部分があり、各地ごとに規定や司法実務が異なるという実情もある。したがって、外資企業は今後、経営や事業の推進等にあたり、企業の管理者及び外国籍労働者に関連法令の教育の実施など、日ごろから十分な準備と対策を講じておくことが不可欠となり、必要に応じて、弁護士等の専門家に相談することが望まれる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制
コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心 1 号 18 階

Tel : 86-10-5878-5091 86-13911481122

Fax : 86-10-5661-2666

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・
ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・シンガポール・
ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・ニューヨーク・シリコン
バレー



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2020 年 1 月 25 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。